【資料６】

鹿　児　島　海　区
漁業調整委員会資料
令和８年８月６日

【議題６】

まあじに関する令和８管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

まあじに関する令和８管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について

１．変更理由

・　関係者合意に基づく追加配分(国の留保枠より)を受けたもの。

２．変更された漁獲可能量

・　700 トン（変更前 3,600 トン　→　変更後 4,300 トン）

３．知事管理漁獲可能量の配分方法（県資源管理方針別紙 1-1）

本県に配分された漁獲可能量のうち，おおむね９割を当該管理年度の前々年度までの３年間の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し，残りのおおむね１割を本県の留保枠とする。

（中略）

また，県内知事管理区分間や他県等との融通により知事管理漁獲可能量が変更される場合は，予め鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により，知事管理区分の配分量を変更するものとし，変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告するものとする。

【漁獲実績と配分比率】

管理区分	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	平均	比率
鹿児島県まき網まあじ漁業	2,015	980	2,400	1,798	76.6%
鹿児島県その他のまあじ漁業	680	555	417	551	23.4%
合　計	2,694	1,535	2,818	2,349	―

４．知事管理漁獲可能量設定案

管理区分		変更前	**変更後**
管理区分	合　計	3,600	**4,300**
	鹿児島県まき網まあじ漁業	2,400	**2,900**
	鹿児島県その他のまあじ漁業	現行水準 (目安数量：800)	**現行水準 (目安数量：900)**
	県留保枠	400	**500**

漁業法

（昭和二十四年十二月十五日 法律第二百六十七号）

最終改正：平成三〇年一二月一四日 法律第九五号

（知事管理漁獲可能量の設定）

第十六条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

２ 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

３ 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

４ 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５ 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。

６ 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。